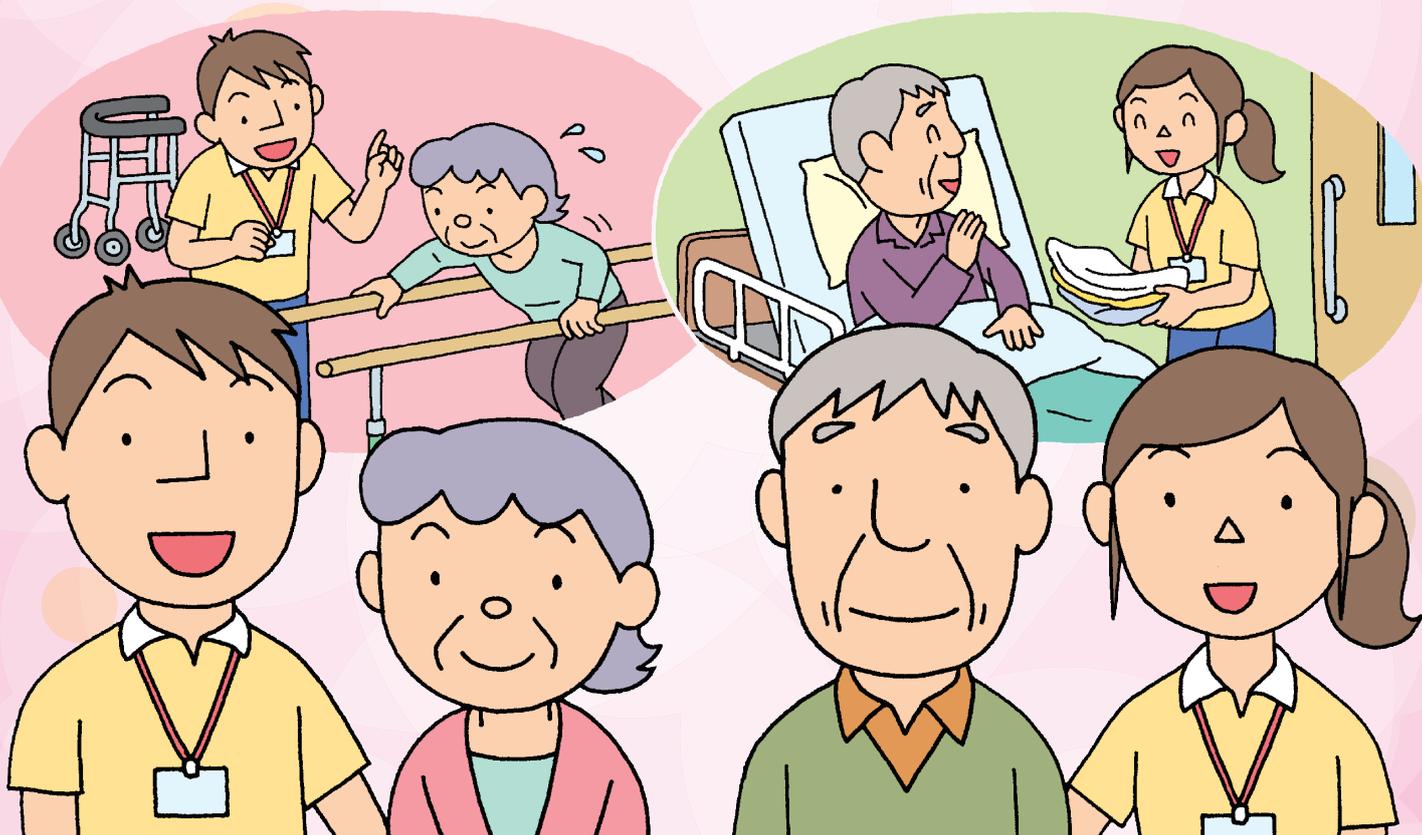


介護の現場で働くみなさんへ

みんなであらう 高齢者虐待



高齢者虐待を防ぐために

介護の現場で働く人にとって、高齢者虐待は深刻な問題です。
「まさか自分が…」と、思っている、まわりの環境や自分の心理状態が重なり
高齢者を虐待してしまうおそれは十分にあります。
介護を必要とする高齢者の尊厳を保ち、生涯を穏やかに暮らしてもらうためにも、
施設と職員が一緒になって働きやすい環境を築き、
職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みをすすめることが大切です。

高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ、人としての権利を無視し、尊厳を冒す行為のことを言います。

高齢者への虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）により、禁止されています。

高齢者虐待の現状

高齢者虐待とは、介護従事者（介護施設の職員や介護サービスを行う職員等）または家族や親族が、高齢者の人としての尊厳を傷つける行為です。

近年、高齢者虐待の件数は増加傾向にあります。

■高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数

	介護従事者からの虐待		家族や親族からの虐待	
	虐待判断件数※1	相談・通報件数※2	虐待判断件数※1	相談・通報件数※2
令和4年度	856件	2,795件	16,669件	38,291件
令和3年度	739件	2,390件	16,426件	36,378件
増減率	+15.8% (+117件)	+16.9% (+405件)	+1.5% (+243件)	+5.3% (+1,913件)

※1 市区町村が虐待と判断した件数（介護従事者からの虐待については、都道府県と市区町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理判断した事例も含む）
 ※2 市区町村が相談・通報を受理した件数

虐待判断件数、相談・通報件数ともに増加しており、介護従事者からの虐待についての相談・通報は、2,500件を超えています。



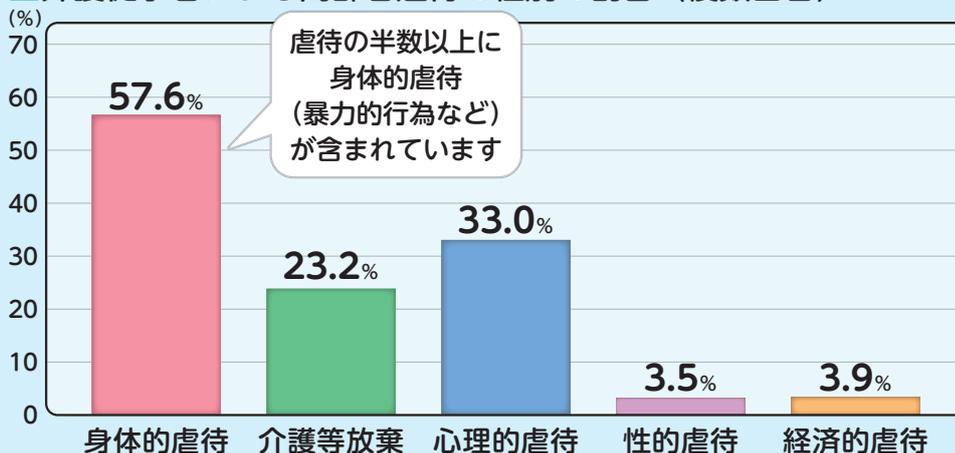
■介護従事者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加傾向にあります。



■介護従事者による高齢者虐待の種別の割合（複数回答）



虐待の半数以上に身体的虐待（暴力的行為など）が含まれています



こんな行為が虐待にあたります

虐待を防ぐためにも、どんな行為が虐待にあたるのか確認しましょう。以下の行為が虐待の具体例（一部）です。

身体的虐待

1 暴力的行為

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけどや打撲させる
- 刃物や器物で外傷を与える、物を壊したり、投げつけたりするなど

2 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に扱う行為

- 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する
- 移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる など

3 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

- 「緊急のやむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 ▶P5



介護等放棄（ネグレクト）

1 必要とする介護サービスの提供を放棄または放任し、生活環境や、身体・精神的状態を悪化させる

- 入浴しておらず臭いがする、髪や爪が伸び放題、皮膚や衣服、寝具が汚れている
- 水分や食事を十分に与えず、栄養管理を怠る、劣悪な住環境の中で生活させる など



3 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限する

- ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く
- 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない など

2 必要とする医療・介護サービスなどを理由なく制限したり使わせない、放置する

- 医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応をとらない、処方通りの服薬をさせない など

4 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、予防対策をとっていない など

心理的虐待

1 威圧的な発言、態度

- 怒鳴る、罵る、「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す など



2 侮辱的な発言、態度

- 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑する、子ども扱いする など

3 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う など

4 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- トイレに行けるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う など

5 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない、面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など

6 その他

- 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える など

性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する
- 性的な話を強要する
- わいせつな映像や写真をみせる
- 人前で排泄させたり、おむつ交換したりする。またその場面を見せないための配慮をしない など

経済的虐待

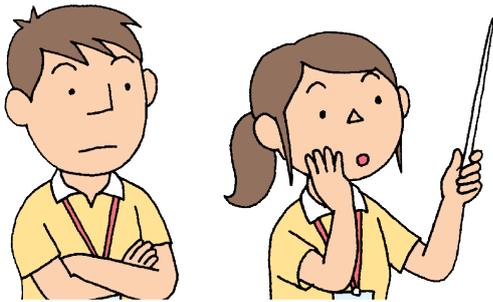
本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する
- 高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない
- 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など

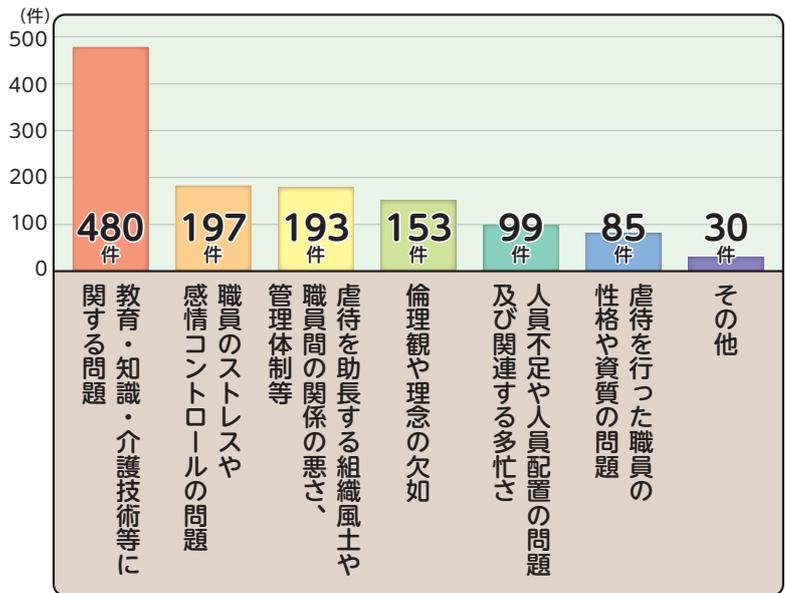
介護従事者による虐待の発生要因

高齢者虐待の発生要因として「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多くなっています。

介護従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけ、どんな行動が虐待にあたるのか理解を深めることが虐待防止につながります。

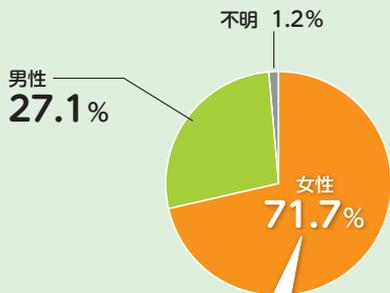


■虐待の発生要因（複数回答）



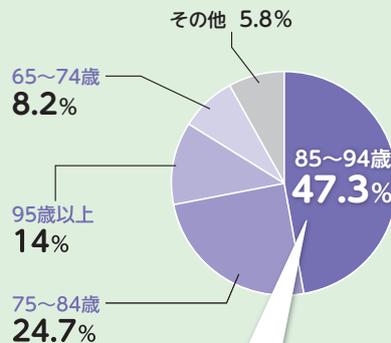
虐待を受ける高齢者の傾向

■虐待を受ける高齢者の性別



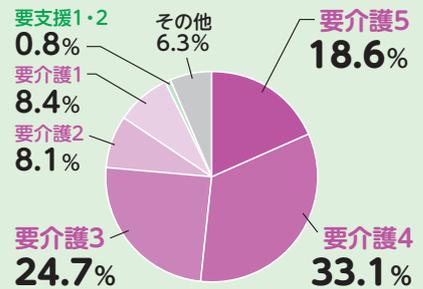
約7割が女性

■虐待を受ける高齢者の年齢



85~94歳が47.3%で最も多い

■虐待を受ける高齢者の要介護状態区分



要介護3以上が4分の3を占める

認知症高齢者への虐待が増えています

虐待を受けた高齢者のうち、約80%の人に認知症状が認められ、認知症と虐待には深い関係があることがわかります。

認知症高齢者は不可解な行動をとることあるため、介護従事者が強いストレスを感じてしまうことから、虐待や不適切なケアに発展することも少なくありません。

本人の意思を尊重し、その人らしい尊厳のある暮らしが送れるよう、接し方も含め認知症を正しく理解することが高齢者虐待防止につながります。



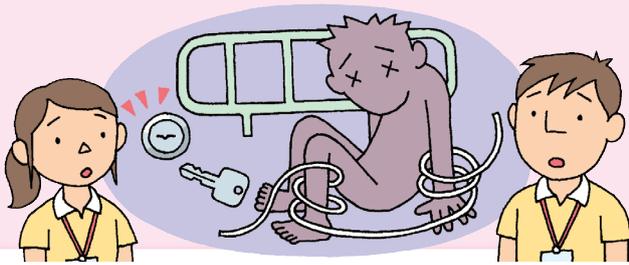
厚生労働省「令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成

身体拘束は虐待になります

介護保険施設などでのサービス提供にあたって、緊急時の場合を除き高齢者への身体拘束は禁止されています。

身体拘束による弊害

身体拘束は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、さまざまな側面から高齢者の生活の質を低下させていきます。身体拘束の危険性を理解することが重要です。



●身体的な弊害

関節の拘縮や筋力低下といった身体機能の低下。さらに動けないことによって食欲が低下し、心肺機能低下や感染症と闘うための抵抗力の低下など、内的な弊害もあります。

●精神的な弊害

精神的苦痛による、認知症の進行や、せん妄などを頻発させます。また、本人だけでなく家族に対しても、精神的な苦痛を与えることとなります。

●社会的な弊害

介護従事者が自分の仕事に誇りが持てなくなり「士気の低下」につながります。介護保険施設などに対する社会的な不信、偏見が生まれます。

身体拘束の対象となる行為

以下の行為が、身体拘束として禁止されている具体的行為になります。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。



厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より作成

例外が認められる3つの条件

身体拘束は禁止されていますが、「緊急やむを得ない場合」認められる例外措置があります。

「緊急やむを得ない場合」とは次の3つの要件をすべて満たす場合です

切迫性

本人や他の入居者等の生命または身体が危険にさらされるおそれが著しく高いこと

非代替性

身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3つの要件を満たしたうえで、さまざまな取り組みを行い、慎重に判断する必要があります

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人またはチームではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- 身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。ただし、「本人や家族の同意」は3要件に含まれていないため、同意を得たからといって安易な身体拘束を行うのは不適切。
- 常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する。
- 身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要である。

不適切なケアは虐待につながります！

日常であたりまえになっている「不適切なケア」が高齢者虐待につながります。次のチェックシートで自身の行動を見直しましょう。

高齢者虐待を未然に防ぐ

自己チェックシート

- 親密な関係だからと、子ども扱いしている。あだ名や、呼び捨てなどをしている。
- 話が通じないので、声を掛けずに介助している。
- 他の仕事で忙しく、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせている。
- 利用者のプライバシーや個人情報について、職員同士で話題にしている。
- 利用者の持ち物を、本人の了解を取らず勝手に使ったり捨てたりしている。
- 具合が悪くても、速やかに受診をさせなかった（できなかった）ことがある。
- 扉やカーテンを開けたまま、人前でおむつを替えている。
- 人手が足りず、入浴・清拭などの適切な衛生保持ができないことがある。
- 利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしている。
- 他の職員が“不適切なケア”をしていても、見て見ぬふりをしている。



以上の自己チェックリストは一例です。当てはまる項目が見つかった場合、経営者、管理者、他の職員と共有し話し合しましょう。「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(P7) で他にも「不適切なケア」が実施されていないか、定期的な確認が重要になります。

ストレスの蓄積により不適切なケアが行われる場合があります

日常のなかで蓄積されたストレスの表れとして、「不適切なケア」をしてしまう場合があります。これを放置すると「不適切なケア」がエスカレートして、高齢者虐待につながるおそれがあります。

高齢者虐待を防ぐためにも、職場全体で個人のストレス軽減に向けて取り組みましょう。

たとえば…

- 個人がストレスのサインに気づき、自分自身のできるケアをしていくことの支援
- 具体的な仕事の場面に応じてストレスへの対処を考える
- 職場の人間関係やチームケアの状態がストレスになることもあるため、チームの問題としてストレスマネジメントを考える
- ストレスと上手に付き合うために「働きやすい職場」の実現をめざす など

ストレスが原因で「不適切なケア」をしてしまう…



本人がストレスに無自覚で周囲からサポートもない

「不適切なケア」が当たり前になり高齢者虐待につながる



高齢者虐待防止に向けた取り組み

高齢者虐待を未然に防ぐには、介護従事者のケアの質を向上させるとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。高齢者・介護従事者双方が気持ちよく過ごせるよう、高齢者虐待を防ぐ取り組みを実践していきましょう。

●虐待の未然防止

介護サービス事業者は高齢者の尊厳や人格を尊重することを心がけながらサービスを提供する必要があり、研修等を通じて介護従業者として責任や適切な対応等の理解を促す必要があります。

●虐待の早期発見

虐待等を早期に発見し対応できるように、相談体制の整備、通報窓口の周知を図ります。また、利用者や家族からの虐待等に関する相談、利用者から自治体への虐待の届け出についての、適切な対応も重要です。

●虐待への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合は、速やかに自治体の窓口へ報告・通報します。介護事業者は通報の手続きを迅速かつ適切に行い、自治体が行う虐待に対する調査等に協力する必要があります。



この取り組みを踏まえ、すべての介護サービス事業者を対象に以下の措置が義務付けられています

①「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置

- 虐待の発生の防止・早期発見とともに、虐待が発生した場合は再発を防止するための対策を検討する委員会の設置
- 構成メンバーの責務や役割分担を明確にし、定期的に関催。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用する

②虐待の防止のための指針の整備

- 事業所における虐待の防止に関する考え方や虐待の防止のための職員研修に関する基本方針などの項目をまとめた、指針を整備する

③従業者に対する研修

- 介護従事者を対象に、虐待防止に関する適切な知識を周知するための研修を実施する
- 介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施する。新規採用時にも必ず研修を実施する

④虐待の防止のための責任者の設置

- 上記①～③の措置を適切に実施するために、専任の担当者を置くこと

介護保険施設については、現行の①事故発生防止のための指針の整備②事故が発生した場合の報告と改善策を介護従事者に周知するための体制の整備③事故発生防止のための委員会の設置、定期的な研修の実施——に加え①～③の措置を適切に実施するための担当者を置くことが義務付けられています。

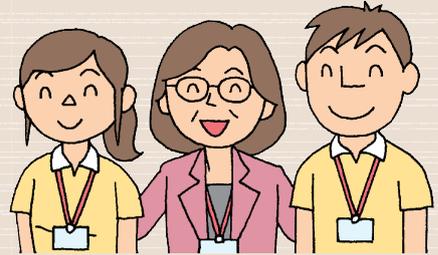
虐待に気づいたら

高齢者虐待防止法では、介護従事者に対し、虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合、市区町村等への速やかな通報義務が定められています。

通報者の秘密は守られます

通報者が不利益な扱いを受けることがないように、法律により定められています。

- 通報することは「守秘義務違反」にはなりません。
- 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることはありません。



介護サービス従事者(養介護施設従事者等)による 高齢者虐待にかかるお問合せ先

東大阪市 福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課

〒577-8521

TEL 06-4309-3013 FAX 06-4309-3814

東大阪市荒本北1丁目1番1号

E-mail chiikihokatsu@city.higashiosaka.lg.jp

その他関連窓口

介護(介護予防)サービスに関する苦情のお問合せ先(東大阪市)

- 施設サービス・グループホーム・地域密着型特別養護老人ホームについて
- 特定施設入居者生活介護・特別養護老人ホーム併設等の短期入所について

法人・高齢者施設課

TEL 06-4309-3315

FAX 06-4309-3848

- 居宅サービス(上記以外)・地域密着型サービス(上記以外)について

介護事業者課

TEL 06-4309-3317

FAX 06-4309-3848